

ごみ受入基準

(クリーンセンター及びリサイクルステーションへの直接持込)

1 搬入できるもの

美浜町又は南知多町から排出された一般廃棄物で、受入基準に適合したもの
(事業系廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で管理者が認めたもの)

2 受付時間

(1) 月曜日～金曜日(祝日を含む) 午前 8:45～12:00

午後 1:00～4:15

(2) 第2・第4土曜日(祝日を含む) 午前 8:45～12:00

※ 第2・第4土曜日の午後、第2・第4土曜日以外の土曜日、日曜日、年末年始等で管理者の定める日は、休日となります。

3 ごみ処理料金


- ・一般家庭ごみ (可燃ごみ、粗大ごみ、埋立ごみ 10kgごと100円) (分別ごみ 無料)
- ・事業系ごみ (可燃ごみ、粗大ごみ、埋立ごみ、分別ごみ 10kgごと 200円)

○受入できるもの

- ① 美浜町又は南知多町から排出された一般廃棄物であること。
※ごみが出た場所を確認するため、身分証明書や公共料金の領収書などの提示を求めることがあります。
- ② 知多南部クリーンセンター(以下「クリーンセンター」という。)及び知多南部リサイクルステーション(以下「リサイクルステーション」という。)で処理できる形状及び量の一般廃棄物であること。
- ③ クリーンセンター及びリサイクルステーションの定める可燃物、資源物、不燃物に分別した一般廃棄物であること。
- ④ クリーンセンター及びリサイクルステーションにおいて、設備及び処理業務に支障を生じさせない一般廃棄物であること。
- ⑤ その他管理者の指示する事項。

(知多南部衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条の規定による。)


○処理できる形状及び分別品目

- ① 可燃ごみ(直接ごみピットへ投入できるもの) → ごみ焼却施設
70cm以下の燃える一般廃棄物又は、縦、横、高さが概ね50cm以下の燃える一般廃棄物
※必ず袋に入れてください。袋の種類に制限はありませんが、町の指定袋を使用した場合でも処理手数料がかかります。
 - (1) 紙、布類(資源とならないもの)
 - (2) 厨芥類(台所のごみ)
 - (3) プラスチック類
- ② 資源ごみ(分別ごみ) → リサイクルステーション
 - (1) びん類(生きびん、無色透明びん、茶色びん、その他びん)、化粧びん
 - (2) 缶類(アルミ缶、スチール缶)・・・分けて中を軽くすすぐ。
(スプレー缶)・・・中身を使い切る。(穴を開ける必要はありません。)
 - (3) 紙類(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック)・・・ダンボールはひもで縛らなくてもよい
 - (4) 布類(衣類)・・・ひもで縛らなくてもよい
 - (5) ペットボトル(リサイクルマーク1の付いたもの) 
 - (6) 小型家電(パソコン、ワープロ、携帯電話、スマートフォン、PHS、タブレット端末、デジタルビデオカメラ、デジタルカメラ、ゲーム機、電子手帳、電子辞書、携帯音楽プレーヤー、カーナビ)

※分別収集のコンテナ(たて30cm×よこ40cm×高さ35cm)に入るサイズ
- ③ 不燃物(分別ごみ) → リサイクルステーション
 - (1) 乾電池、蛍光灯(電球、蛍光管など)、ライター
 - (2) 金属類(ハカ、鍋、やかん、傘の骨、ペットフードの缶など)

- (3) ガラス・陶磁器類（薬のびん、板ガラス、コップ、茶碗、湯呑、皿、植木鉢、花瓶など）
- (4) 小型家電（電気ポット、ドライヤー、トースター、懐中電灯など）
- (5) 不燃ごみ（マグネ、ローラーシート、手動鉛筆削り器、カッターナイフなど）

※分別収集のコンテナ（たて30cm×よこ40cm×高さ35cm）に入るサイズ

- ④ 埋立ごみ → 埋立地（一般廃棄物最終処分場）
- (1) どぶ掃除の泥など
 - (2) 火災など災害によって発生したごみ
- ⑤ 燃える粗大ごみ → リサイクルプラザ ストックヤード
- サイズ 長さ180cm、幅150cm以下のもの
- (1) 木材（太さ15cmまでのもので、長さ180cm以下）
 - (2) 木製家具類
 - (3) 畳、じゅうたん類、ござ
 - (4) 布団、毛布、ブルーシート [但し、指定ごみ袋のサイズの袋に入っている場合、又は基準寸法（縦、横、高さが概ね50cm以下）内に縛ってあれば可燃ごみ]
 - (5) マットレス、ソファ
 - (6) 流し台、ガラス戸（ガラスを取り外す必要はありません。）
- ⑥ 燃えない粗大、資源ごみ → リサイクルプラザ ストックヤード
- サイズ 縦180cm、横140cm、厚み100cm以下のもの
- (1) 粗大資源（自転車、ファンヒーター、スチール製品、米びつ、シンなど）
 - (2) 小型家電（扇風機、掃除機、空気清浄機、木製以外のマッサージ機など）
 - (3) 金属類（鍋、やかん、針金など）
- ⑦ ミックスペーパー → リサイクルステーション
- (1) 「資源分別収集品目」、「汚れた紙」以外のすべての紙
- ※ 必ず指定ごみ袋に入れてお持ちください。
- ⑧ プラスチック製容器包装 → リサイクルステーション
- ①商品を入れたり包んでいるプラスチック製の容器や包装物でその商品を使ったり取り出したあと、不要になるものが対象。
- ※ 必ず指定ごみ袋に入れてお持ちください。
- 
- ⑨ 草・剪定枝・竹 → リサイクルステーション
- 1. 草（草、葉、花は袋から出す）
 - 2. 剪定枝（長さ180cm 太さ15cmまで 枝を払う）
 - 3. 竹（長さ180cmまで 太さは問わない 笹を払う）

×受入できないもの

- ① 受入基準に適合しないもの。
- ② 「一般廃棄物搬入申請書」及び「一般廃棄物搬入許可申請書」の内容と異なる一般廃棄物。
- ③ 爆発性、毒性、感染性など、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるもの。
- ④ 現場責任者が処理施設の管理運営上好ましくないと判断したもの。
- ⑤ 「家電リサイクル法」による特定家庭用機器廃棄物。
テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫。
- ⑥ 産業廃棄物。

※注意事項

- ① 受入できないものは、お持ち帰りいただきます。
- ② 搬入者の通行の妨げになるような、大きな車での搬入はご遠慮ください。
- ③ 一度に多量のものを持ち込む場合は、必ず事前協議を行ってください。状況により、現地確認をさせていただくことがあります。
- ④ 原則として、搬入物を降ろすのは、搬入者自らが行ってください。

- ⑤ 混み合う場合は、お待ちいただくことがあります。
- ⑥ クリーンセンター及びリサイクルステーション内は、速度制限、一方通行等の指定がありますので遵守してください。
- ⑦ クリーンセンター及びリサイクルステーション内は、必ず係員の指示に従ってください。
- ⑧ 戸別収集は、美浜町又は南知多町の一般廃棄物収集運搬の許可業者に依頼してください。
※無許可業者の収集運搬は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条」に抵触します。